



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年4月19日金曜日 第2463号

### ◇ 目 次 ◇

行政書士法上の指定試験機関の名称の変更..... (私学文書課) ... 334  
 愛媛県男女共同参画センターの指定管理者の名称の変更..... (男女参画・県民協働課) ... 334  
 特別保護地区の指定案の縦覧(2件)..... (自然保護課) ... 334  
 特別保護地区の指定に関する公聴会の開催(2件)..... ( " ) ... 335  
 救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 336  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件)..... (経営支援課) ... 336  
 地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示..... (農政課) ... 337  
 地籍調査の成果の認証..... ( " ) ... 337  
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... (森林整備課) ... 337  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 337  
 基本測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 338  
 公共測量の終了の通知..... ( " ) ... 338  
 建設業者の許可の取消し(2件)..... (東予地方局管理課、南予地方局管理課) ... 338

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件)..... (男女参画・県民協働課) ... 339  
 毒物劇物取扱者試験の実施..... (薬務衛生課) ... 339  
 ヘリコプター12ヶ月定期点検整備..... (警察本部会計課) ... 339

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 340

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第420号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の4第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定試験機関の名称

変更前	財団法人行政書士試験研究センター
変更後	一般財団法人行政書士試験研究センター

#### 2 変更年月日

平成25年4月1日

#### ○愛媛県告示第421号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第12条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称の変更の届け出があった。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 公の施設の名称

愛媛県男女共同参画センター

#### 2 指定管理者の名称

変更前	財団法人えひめ女性財団
変更後	公益財団法人えひめ女性財団

#### 3 変更年月日

平成25年4月1日

#### ○愛媛県告示第422号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び東予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

## 黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護地区

## (2) 区域

西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋を経て、更に同市道をほぼ西ないし南西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川を上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北西に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針の案

黒瀬ダム鳥獣保護区のうち、多くのカモ類を含む水鳥が生息する湖水面を中心に、特別保護地区に指定し、当該地域に生息している鳥類の生息環境を保全する。

特に、当該区域の湖水面は、トモエガモ（絶滅危惧Ⅱ類）が渡来する県内の主要な水面であるため、存続期間内のカモ類の越冬時期（10月1日から3月31日）を特別保護指定区域として指定し、動力船の使用や野外レクリエーションなどの行為規制を行う。

## 2 意見書の提出等

## (1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

## (2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課  
東予地方局産業経済部森林林業課

## ○愛媛県告示第423号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び南予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

## 1 指定しようとする特別保護地区

## (1) 名称

滑床成川鳥獣保護区特別保護地区

## (2) 区域

宇和島市所在の国有林2061林班ほ小班、2062林班中は及びにの各小班、2063林班中と、ち及びぬの各小班、2064林班と小班、2065林班中い、ろ、ほ及びへの各小班、2066林班ろ小班、2067林班ろ小班、2068林班ろ小班並びに2069から2071までの各林班の区域

## (3) 存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

## (4) 保護に関する指針の案

滑床成川鳥獣保護区のうち、滑床溪谷周囲の特に良好な鳥獣

の生息環境となっている区域について特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥類の生息環境を保全する。

また、滑床溪谷周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 2 意見書の提出等

## (1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

## (2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課  
南予地方局産業経済部森林林業課

## ○愛媛県告示第424号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 平成25年5月13日（月）午前10時

2 場所 西条市喜多川796 - 1  
東予地方局5階第1会議室

3 案件 次の特別保護地区の指定

## (1) 名称 黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域 西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋を経て、更に同市道をほぼ西ないし南西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川を上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北西に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から  
平成35年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。

東予地方局産業経済部森林林業課  
（電話 0898 - 68 - 7438）

## ○愛媛県告示第425号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

1 日時 平成25年5月31日（金）午前11時

2 場所 宇和島市天神町7 - 1  
南予地方局7階第1会議室

3 案件 次の特別保護地区の指定

## (1) 名称 滑床成川鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域 宇和島市所在の国有林2061林班ほ小班、2062林班中は及びにの各小班、2063林班中と、ち及びぬの各小班、20

64林班と小班、2065林班中い、ろ、ほ及びへの各小班、2066林班ろ小班、2067林班ろ小班、2068林班ろ小班並びに2069から2071までの各林班の区域

(3) 存続期間 平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。南予地方局産業経済部森林林業課 (電話 0895 - 22 - 3163)

第1条第1項の規定による救急病院である。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 開設者名, 認定の有効期限. Content: 社会医療法人石川記念会 HITO病院, 四国中央市上分町788番地1, 社会医療法人石川記念会, 平成28年3月31日まで

○愛媛県告示第426号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)

○愛媛県告示第427号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Content: フジ西条玉津店, 西条市玉津564番1外, 駐車場の位置及び収容台数, 257台, 308台, 平成25年12月6日, 平成25年4月5日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第428号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
マルナカ宇和島店	宇和島市保田字若藤甲841番地2	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所	2箇所	平成25年4月27日	平成25年4月10日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第429号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成25年度の事業計画及び調査成果のシステム化の実施のための同年度における事業計画を次のとおり定めた。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
松 山 市	土居地区	平成26年3月31日まで	地籍調査
	今在家地区	〃	〃
	星岡地区	〃	〃
	天山地区	〃	〃
	来住地区	〃	〃
	柳谷地区 河中地区	〃	〃
八 幡 浜 市	日土町の一部	平成26年3月31日まで	地籍調査
	八幡浜の一部	〃	〃（概況調査）
	日土町の一部	〃	数値情報化
西 条 市	中野の一部、洲之内の一部	平成26年3月31日まで	地籍調査
	中野の一部、津越の一部	〃	数値情報化
上 島 町	魚島一番耕地の一部	平成26年3月31日まで	地籍調査

○愛媛県告示第430号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
四国中央市	新瀬川11	平成23年度から平成24年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿

四国中央市	三島中之庄金子	平成23年度から平成24年度まで	四国中央市の地籍図及び地籍簿
-------	---------	------------------	----------------

2 認証年月日

平成25年 4月19日

○愛媛県告示第431号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町下畑地庚112の1、庚112の2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第432号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

宮川北

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱1号を国道319号東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市 町			地 番	標 柱
四国中央市	新宮町	新宮	1059番	1号
			1065番	2号
			1071番	3、4号
			997番	5、7号
			1073番	6号
			986番	8号
			985番	9号
			984番	10号
			978番	11号
			979番1	12、13、14号
			982番	15号
			995番	16号
			1006番	17号
			1005番	18号
			1064番	19、20号

○愛媛県告示第433号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（精密地形調査）
- 2 作業期間 平成24年3月14日から  
平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、松前町、伊方町

○愛媛県告示第434号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（MMS測量）
- 2 作業期間 平成24年12月21日から  
平成25年3月29日まで
- 3 作業地域 松山市

○愛媛県告示第435号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
（般-20）第15509号	平成21年3月11日	星加建設工業(株)	星加 大作	新居浜市横水町11-33	平成25年3月11日	土木工事業、建築工事業 電気工事業、管工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
（般-21）第16497号	平成21年5月28日	建築工房たかとり	高取 隆宜	今治市宮窪町宮窪6048-1	平成25年3月15日	建築工事業	建設業の廃止
（般-20）第14004号	平成20年5月18日	聖設備	村上聖史朗	今治市東村甲380-4	平成25年3月27日	土木工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止（一部）

○愛媛県告示第436号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年4月19日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
（般-22）第9801号	平成22年5月21日	(有)倉田ラジオ店	倉田スミエ	北宇和郡松野町大字松丸223	平成25年3月13日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
（般-21）第2851号	平成22年2月22日	大濱漁業(株)	濱田 憲志	南宇和郡愛南町中浦770	平成25年3月26日	管工事業	建設業の廃止（一部）
（般-23）第8175号	平成24年3月29日	(有)日吉建材運輸	宮崎 友明	北宇和郡鬼北町大字上鍵山234	平成25年3月27日	建築工事業	建設業の廃止（一部）

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 4月 1日	NPO法人 シン	永 木 文 枝	松山市土居田町583番地	この法人は、すべての地域住民と介護が必要な高齢者に対して、長屋の縁側のような地域ふれあい活動、介護予防・介護に関する事業を行い、生まれ育った町で生き生きと元気に自分らしく暮らせるまちづくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 4月 5日	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・ 愛媛	立 川 百 恵	松山市拓川町3番地44号	この法人は、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックスインターナショナル」（以下「エスオー国際本部」という。）の掲げる使命と目的及び諸規則に基づき、知的発達障害のある人たち（以下「アスリート」という。）とコーチ、ボランティアほか一般市民が、日常のスポーツトレーニングや競技会、大会、又はレクリエーションプログラムを通じて共に成長しながら、アスリートの自立と社会参加を促進することを目的とする。その目的を達成するために、この法人はスペシャルオリンピックス（以下「SO」という。）国内本部であるSO日本の認証を得て設立し、同本部の定める地区運営組織基準及び諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、平成25年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 試験の日時  
平成25年 7月 8日（月）13時30分
- 試験の場所  
松山市一番町四丁目 4番地 2  
愛媛県庁
- 受験願書の提出期間  
平成25年 5月20日（月）から24日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先  
住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所。以下同じ。）又は愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成25年 4月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名  
ヘリコプター12ヶ月定期点検整備
- 業務名及び数量  
ヘリコプター12ヶ月定期点検整備 1式
- 業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。  
（アグスタ式A109E型（JA03EP））
- 実施期間  
契約締結の翌日から平成25年 7月31日まで
- 業務の履行場所  
仕様書による。
- 入札方法  
入札金額は、ヘリコプター12ヶ月定期点検整備に係る一切の

経費を含めた額を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う指名停止の期間中でない者であること。
- (5) 入札の前日までに競争入札参加申請書を提出した者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県警察本部会計課管財係  
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110

- (2) 入札説明書の交付期限  
平成25年5月29日（水）17時15分
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成25年5月30日（木）11時00分  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金  
愛媛県会計規則第152条から154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### ア 申請書等の受付時期

平成25年4月19日（金）から平成25年5月29日（水）までの執務時間中

必着であれば郵送でも可能

## イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

- (5) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 落札者の決定方法  
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Aircraft inspection
  - ① 12, 24 months inspection
  - ② 100, 150, 200, 400, 800, 1200 hours inspection
  - ③ Japan civil aviation bureau (JCAB) circular No. 3 010, etc
 Hours change parts  
Technical bulletin  
Bench check  
Overhaul
- (2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 30 May 2013
- (3) Inquiry section regarding notice of tender: Supplides Procurement Section No. 1, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan  
TEL 089 934 0110

## 選挙管理委員会告示

### ○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成25年4月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- |   |           |
|---|-----------|
| (1) 選挙権を有する者の総数   | 1,185,297 |
| (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数   | 23,706    |
| (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 248,163   |

- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,716	14,572
南 宇 和 郡	20,814	6,938
松山市・上浮穴郡	428,919	138,154
今 治 市・越智郡	145,899	48,633
宇和島市・北宇和郡	83,642	27,881
八幡浜市・西宇和郡	41,708	13,903
新 居 浜 市	101,707	33,903
西 条 市	93,058	31,020
大 洲 市・喜多郡	54,366	18,122
伊 予 市	32,068	10,690
四 国 中 央 市	75,602	25,201
西 予 市	35,687	11,896
東 温 市	28,111	9,371